

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2023年 6 月30日

【会社名】 名港海運株式会社

【英訳名】 MEIKO TRANS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長執行役員 高橋 広

【本店の所在の場所】 名古屋市港区入船二丁目 4 番 6 号

【電話番号】 (052)661-8135

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 三谷 正芳

【最寄りの連絡場所】 名古屋市港区入船二丁目 4 番 6 号

【電話番号】 (052)661-8135

【事務連絡者氏名】 常務執行役員 三谷 正芳

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)
名港海運株式会社東京支店
(東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 2 号
新丸の内センタービルディング20階)

1【提出理由】

当社は、2023年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2023年6月29日

(2) 決議事項の内容

<会社提案（第1号議案から第5号議案）>

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき17円 総額506,667,235円

剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる強化に向けて、監督と業務執行を分離して迅速な意思決定を行うことができるようにするため、執行役員制度を導入することといたしました。これに伴い、変更案第24条を新設するとともに、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（1）現行定款第22条第1項に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。

（2）現行定款第24条に定める取締役副社長、専務取締役および常務取締役の役付取締役を廃止するとともに、執行役員に基づく役位により役付することといたします。

（3）剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができるよう変更案第46条および第47条を新設するとともに、変更案第46条と内容が重複する現行定款第7条を削除するものであります。

（4）また、上記の新設・変更に伴い、条数の変更等所要の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役として、高橋治朗、藤森利雄、高橋広、加留部淳および小倉忠を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、秋田高一および徳岡重信を選任するものであります。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、年額6億50百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたしますと存じます。

譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額50百万円以内といたします。

また、対象取締役は、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる普通株式の総数は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる数として年80,000株以内とします。

< 株主提案（第6号議案および第7号議案） >

第6号議案 自己株式取得の件

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数3,000,000、取得価額の総額金3,300,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

第7号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第20条を下記の通り変更する。

変更前	変更後
<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、23名以内とする。 2 (新設)</p>	<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、23名以内とする。 2 当社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</p>

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	254,685	679	0	(注) 1	可決 97.91
第2号議案 定款一部変更の件	244,165	11,199	0	(注) 2	可決 93.87
第3号議案 取締役5名選任の件					
高橋治朗	238,092	17,292	0	(注) 3	可決 91.53
藤森利雄	251,922	3,462	0		可決 96.85
高橋広	248,405	6,979	0		可決 95.50
加留部淳	251,854	3,530	0		可決 96.82
小倉忠	251,886	3,498	0		可決 96.83
第4号議案 監査役2名選任の件					
秋田高一	254,612	772	0	(注) 3	可決 97.88
徳岡重信	244,060	11,324	0		可決 93.82
第5号議案 取締役に対する譲渡 制限付株式の付与の ための報酬決定の件	248,315	7,049	0	(注) 1	可決 95.46
第6号議案 自己株式取得の件	21,131	234,234	0	(注) 1	否決 8.12
第7号議案 社外取締役の員数に 関する定款変更の件	14,116	241,239	0	(注) 2	否決 5.43

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。